

役員、評議員、評議員選任・解任委員及び
苦情解決第三者委員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 月峰会

役員、評議員、評議員選任・解任委員及び苦情解決第三者委員の報酬等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人月峰会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員、評議員、評議員選任・解任委員、苦情解決第三者委員の報酬・費用弁済（以下「報酬等」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいう。
- （2）報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- （3）費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区別されるものとする。
- （4）職員を兼務する役員、評議員選任・解任委員には、この規程は適用しない。

（報酬等の支給）

第3条 役員及び評議員の報酬等は、社会福祉法人月峰会定款第8条及び第21条に定めるとおり別表1のとおりとする。また、オンラインで参加出席した時も報酬等は別表1のとおり支給する。

2 役員及び評議員の決議の省略により全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、決議があったものとみなし別表1のとおり報酬等を支給することができる。

3 理事長からの命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表1のとおり報酬等を支給することができる。

（公表）

第4条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附則

1. この規程は平成29年6月17日（評議員会の議決日）から施行し、平成29年4月1日から適用する。
2. 令和元年5月22日適用 一部改正（平成31年4月20日 評議員会決議）
3. 令和5年6月21日適用 一部改正（令和5年6月20日 評議員会決議）
4. 令和8年6月15日適用 一部改正（令和8年6月14日 評議員会決議）

別表1 報酬額

名 称			報 酬
理事長(常勤)	(月額)		300,000 円以内の額
理事長(非常勤)			0 円
理事・監事・評議員・ 評議員選任・解任委員・ 第三者委員	(日額)	理事長	10,000 円
		理事	10,000 円
		監事	10,000 円
		評議員	10,000 円
		評議員選任・解 任委員	10,000 円
		第三者委員	10,000 円
監事会監査出席	(日額)	監事	10,000 円